

訴 状

宝塚市川面字宮ノ西三番地

岩淵武夫方

原 告 岩 淵 文 治

寝屋川市成田町三井九一一番地ノ一五

原 告 川 島 登 智 子

右訴訟代理人

住所氏名別紙の通
東京都千代田區丸の内一丁目一番地

被 告 國

右代表者 法務大臣

花 村 四 郎

損害賠償請求事件

訴 状

請 求 の 趣 旨

被告は原告兩名に対し各二十萬圓及本訴狀送達の日より完済に至るまで年五分の利息を支払うべし。
訴訟費用は被告の負担とする。
との御判決並びに假執行の宣言を求めらる。

請求の原因

西歴一九四五年（昭和二十年）八月六日午前八時十五分アメリカ合衆国大統領トルーマンの命に基き、テイネッツ大佐によつて操縦せられた米陸軍空の要塞B 29 エノラ・ゲイは広島上空に潜入し、或る物質を投下した。

右投下の結果、投下物質は空中に於て炸裂し、一条の強烈なる閃光と共に激甚なる爆風起り轟き渡る爆音に加はるに建物の倒壊音は天を揺がせ、市内は塵埃の雲に包まれて暗黒となり至るところ猛火に包まれた。

かくて爆心地を中心として半径四軒の園内の人類は一瞬にしてみごもれる婦女も乳房を含む嬰兒も殺害せられ又は右爆発の加害影響力によつてむごたらしい身体の傷害を受けるか傷痕は少しもなくとも一瞬その放射線を浴びたものは原爆症によつて突如として危篤の症状に陥り死んで行くものが十年後の今日もな

おあとを絶たない。

三、又右広島に於ける炸裂の後三日を経た八月九日午前十一時三分
スウエニー少佐により操縦せられた米陸軍空の要塞 B 29 グレー
ト。アーティストは長崎上空に潜入し、或る物質を投下し、右
物質は空中に於て炸裂し直径七十米の火球（青赤茶褐色を帯ぶ）
を生じ、次の瞬間火球は急速度に拡大して地上を叩きつけ地上
一切の物を放射性的なものに変えながら白煙となつた。その結果
広島と同様の平和的人民に対する殘酷極る鑿殺傷害を発生した
のである。

四、右投下せられた物質は当時世界の人類により未だ一般に知られ
なかつたものであるが、後に原子爆弾の名によつて世界の人類
を恐怖の淵に陥れたもので広島に投下せられたものは「ウラン
爆弾」と呼ばれ長崎に投下せられたものは更に製造した「プルト
ニウム爆弾」と呼ばれるものである。

五、右原子爆弾は原子核の分裂及其の連鎖反応によつてエネルギーが光、熱、放射、及爆圧となつて放出され之に依つてその質及量について人類の想像に絶した加害影響力を発生したもので右加害影響力は、熱線爆風及び放射線の作用によるものである。

殊にα線、β粒子、ガンマ線、中性子などを雨よりも繁く降らすものであり又其の加害影響力は爆心点を中心に四軒以上に及ぶから無差別殺傷が必然的である。

六、今広島及び長崎の被害結果のうち死傷のみについて略述すれば別表の如くである。

然しながら原子爆弾投下後の惨状は数字等によく尽すところではない。

人は垂れたる皮膚を醜穢として屍の間を彷徨号泣し、焦熱地獄なる形容を超越して人類史上に於ける從來の想像を絶した惨状なる様相を呈したのであつた。

七前記原子爆弾の前述の如き加害影響方については、アメリカ合衆國に於て大規模の原子爆弾製造実験の結果大統領トルーマン其他右計画に関係せる者は勿論右投下飛行機の塔乗員等によつて熟知せられていたところであつてトルーマンは右爆弾投下後西歴一九四五年八月六日國際放送において右原子爆弾の加害影響力の恐るべきことを叙して投下後七十年間は被爆地域には人類を始め一切の生物が生存し得ないであらうとさへ強調したのである。

八右広島長崎に対する原子爆弾の投下は第二項及第三項記載の如く半径四軒以内には於ては戦闘員たると非戦闘員たるとを問はず無差別に人類を殺傷するものであり且広島長崎は日本の戦力の核心地ではなかつたのであるから右投弾は戦力破砕の目的に出たものではなくして日本官民の斗争心を喪失せしめるための威嚇手段であつたことは明かである。然るにかゝる目的の爲に



は、平和的人民を無差別に殺傷する以外他に方法があつたことは米國陸軍長官の任命したゼームス・フランク教授を委員長とする七人の科学者からなる委員会（原子力の社会的政治的意義に關する委員会）が反対勸告を行つたことによつて明かである即ち同委員会は此の原子爆弾の實驗を連合國全部の眼前で砂漠又は原野上で行つた後日本に対して降伏の最后通牒を發し然る後若し連合國の同意が得られたなら原子爆弾が日本に投せられても止むを得ないが日本に対して原子爆弾をいち早く投下することは我々は反対であると力説し、この委員会報告の効果を補強するために原子爆弾計画に關与した六十四人の科学者によつて署名された同一趣意の請願書がトルーマン大統領に直接届けられたのである。併し乍らこのフランク委員会の勸告と警告は無視せられ原子爆弾は広島と長崎とに無警告で投下された。わが國に於いては當時も現在も原子爆弾を所有しないのである。

から米国の原子爆弾の投下は防衛目的でなく又報復目的でない
ことは言を俟たざるところである。

九以上の如くであるからこの原子爆弾の爆風熱線による広域破壊
力と、より広域な放射線による人体に対する特殊加害影響力に
よる残虐性とを認識すれば右原子爆弾の投下は人類に対する鑿
殺行爲であつて、之を敵国戦斗力の破壊を目的とする戦斗行爲
とは認めることが出来ないことは文明国民の争い様ないところ
である。それ故に津島法が日本法であると米国法であるとを問
はず右原子爆弾の投下が国家行爲の原則の適用とか戦斗行爲の
無責任の法理の適用範囲外に在ることは明白であつてあくまで
も平和的人民に対する残虐な鑿殺に外ならないことは米国民
の良心も亦之を肯うであらう。

大若し萬一右原子爆弾の投下が米国の行つた日本に対する戦斗行
爲であると仮定してもそれに就いては、国家行爲による免責的





規定の適用はあり得ないものである。何となれば右原子爆弾の使用は実定国際法（条約及慣習国際法）に違反するのみならず特にその加害影響力の性質上免責され得ないものである。即ち（a）海牙条約陸戦条規第二十三条 特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ、毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

中略

ホ、不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

後略

右毒物の人体に対する影響力と原爆の人体に対する影響力は個別的観点からその残虐性において比較を絶するところである。

又不必要な苦痛を与うることも極限的である。而も原爆の加

害影響力半径四軒に及び右条規第二十七条の禁ずる無差別爆撃が不可避的であり、量的殘虐性が必至的であるから何人も目を蔽はしめられる結果が必然に生ずる。それ故その違法であることは右陸戦条規の勿論解釈によつて自明の理として肯定せられる。

なお、第二回海牙平和會議において採択された特殊弾丸（ダムダム弾）使用禁止の宣言（一九〇七年）、ジュネーヴで採択された毒ガス等の禁止に関する議定書（一九二五年）の勿論解釈としても結論は前述と同様である。

(b)

海牙陸戦条規第二十五条によつて防守せざる都市の攻撃又は砲撃は禁せられている。こゝに防守地域というのは占領の企図に対して抵抗する地域を意味するものである。当時攻撃軍には広島占領の企図がなかつたのであるから防守地域ではなく従つてこれに対して攻撃又は砲撃は禁せられている。

(c) 海牙陸戦条規第二十六條によつて砲撃の事前通告を必要とせられ又第二十七條によつて軍事目標主義が掲げられている。然るに連合軍は原子爆弾完成の警告さへもなさず数十萬の平和的人民の殺害を少しも意に介するところなく広島・長崎に投弾したのであるから右条規に反することは明白である。戦斗手段に関する關係條約が原子爆弾の出現によつてその適用ないし準用が全然無理な場合には、当該條約を原形の儘では用い得ないが、その場合にても關係條約を含む條規全体の立法精神に則つて当該條項の適用ないし準用を判定すべきである。従つてかゝる見地からは前掲の諸條約は原子爆弾の出現によつて事情變更によつて無効とならないと解すべきである。

尚又原子爆弾が如何に殘虐な害敵手段であるかは、広島長崎の結果が証明している（而してこの結果を加害者は事前の突

險によつて熟知していた）且つその広域破壊力と人体に対する特殊加害影響力は人類の滅亡をさへ予測せしめるのであるから、人類及び人類社会の安全と発達とを志向希求する国際法と到底相容れないものであつて、仮りに前記実定国際法が適用せらるべきでないとしても、その使用は自然法乃至条理

(a) 国際法の嚴禁するものであると解すべきである。右の如く国際法に反することが明白であるだけではなくその加害影響力が人類の滅亡さへも予測せしめるものであるから

国家行爲による免責の法理は適用の範囲外である。即ち国家行爲の原則にも適用の限界があることは一般の法理上疑を容れないところであつてこの免責規定を原爆投下について適用することは人類及び人類社会の安全と発達に有害であり著しく正義公平に反することが明かであるからである。

十六、又国際法の適用の問題を暫く措いても、右原子爆弾は世界の人

類が嘗て知らなかつた特殊の原理に基く特殊の加害影響力を持つた超危険物であるから之が広島長崎に於て炸裂したことに就いてはそれを製作し且所持していた米國においてその炸裂の損害について無過失賠償責任を負うべきものであつて國際法の違反であるとするやうでないとは又は炸裂について故意又は過失であつたかなかつたかは問はないものであつて平和的人民の生命財産に対する加害について米國が責任を負うべきことは極めて明白である。

十二、右一旦發生した損害賠償の責任が対日平和条約の第一九条によつて失効したか否かについては二つの見解が存するであらう。

第一の見解は右第一九条には

(a) 日本國民は戦争から生じた又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合國及びその國民に対する日本國及びその國民のすべての請求権を放棄し、且つこの条約の効力

の發生の前に日本國領域におけるいづれかの連合國の軍隊又は当局の存在、作戦又は行動から生じたすべての請求権を放棄する

とあるから被害者個人の連合國及びその人民に対する権利も日本國によつて放棄せられたものであつて日本國憲法第九八条第二項の規定によつて日本國が締結した條約はこれを誠実に遵守することを必要とするとしてせられ又右憲法第九八条第一項の最高法規の規定にも條約に優先する趣旨は存しない。却つて右第二項によつて條約は憲法に優先するから元來憲法上國家が個人の權利を放棄することが無効であつても一旦條約が締結された上は條約の効力によつてその放棄は有効となるものであると云うのである。

第二の見解は被害者個人の有する加害者である米國及米國個人に対する損害賠償請求権については、日本國家が直ちに別人

格である日本国民の権利を放棄することはできないことは理論上明白であるのみならずこれを放棄することは日本国憲法第一一条、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。との規定、第一三条、すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。との規定、第二九条、財産権はこれを侵してはならない。財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律でこれを定める。私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる。との規定、第九七条、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつてこれらの権利は過去幾多の試練に堪へ現在及び将来の国民に

対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。との規定、第九八条第一項、この憲法は国の最高法規であつてその条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行爲の全部又は一部はその効力を有しないとの規定等によつて無効であるべきは明白である。

それ故平和条約第一九条(二)項の規定は国の最高法規たる憲法に違反し無効であるから被害者の加害者に対する権利は今もなお蔵存するといふのである。

この両説の基礎である条約優先説と憲法優先説の当否は文理解釈では困難であつて窮極的には新憲法の基調である国際協調主義と国民主権主義のいずれを重視するかに解釈の基礎を置かねばならぬとせられている。

十三、昭和二六年九月九日アメリカ合衆国を含む連合国と日本国との間に平和条約が締結せられ右条約の締結は日本側においては吉

田首相以下日本全権団によつて接衝せられ、その締結をみたのである。而して右平和条約は昭和二七年四月二八日その効力を発生したのである。前項記載の条約優先説に従うときは前記対日平和条約第一九条(二)の規定によつて戦争から生じ又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民個人のすべての請求権は前記平和条約発生の日である昭和二七年四月二八日その効力を喪失するものであつて日本国民の現実の請求権は全く雲散霧消し且つ何等の補償も得られぬ如きであるが右平和条約は国家間の条約であつて個人の権利が因によつて直ちに放棄せられる道理はあり得ない。唯この不合理なる結果を合理的に理解するには日本国憲法第三九条第三項の「私有財産は正当なる補償の下にこれを公共のために用ひることができるとの規定に意を用いて日本国が日本国民の権利を放棄したことは公共のために用い

たことと解し日本国としてはその国民に対し正当な補償を爲す義務を負担したものと解釈するの外はないのである。

この解釈によつて第一二項第一の見解と第二の見解との間に調和が発見せられると考ふる。

十四、仮りに右憲法第二九条第三項の規定の適用がないとするならば

日本全権団の前記平和条約の締結は第一九条の(e)の規定によつて日本国民の有する請求権を侵害したものであり(第一二項第一の見解による)且つこの損害は首席全権吉田首相をはじめとする日本全権団の故意に基ずくものであるから国家賠償法第一条の規定によつて日本国は国民個人に対してその損害を賠償する義務が存するのである。

十五、又仮りに原爆被害者である日本国民個人の原爆加害国及び加害者個人に対する損害賠償請求権が平和条約第一九条の(a)に不拘存在するとするも(第一二項第二の見解による)右条約の結果

外形的既成事實の爲損害賠償請求權は實際上に於て裁判外及裁判上ともに行使實現し難き状態に陥つたのであるから右平和条約条項の規定は權利侵害たることに於て第二の見解を正当とする場合に於ても實質上同様である。

十六原告岩淵文治は本件広島被爆当時六十才であつて、広島市熾町一四五番地に家族と共に居住していたが原告は当時妻フジノ（当時六十七才）と共に山口県佐波郡抽野村に出張して松根油製造を営んでいた。その爲右被爆に因つて養女登茂子（当時二十四才）その夫和孝（当時二十六才）及びその長男邦昭（当時一才）の三人が爆死し、原告は妻フジノと二人だけ生き残り、肩書地の親族宅にてはかない老後を送つてゐる。

原告川島登智子は被爆当時十四才であつて、広島市皆実町二丁目番地に居住し、父母のもとに兄弟姉妹と共に健康な生活を送っていたが、右被爆の爲その暴風による家屋倒壊によつ

て顔面に傷害を受け、左腕も負傷しその傷跡は現在もなお残り又食糧公園（広島市八丁堀）に勤務中の父音雄（当時五十才）はその勤務先で、母キミヨ（当時四十才）は隣組の勤務奉仕中右被爆の爲その爆風、熱線及放射線による特殊加害影響力によつて父は入院後翌二十一年十一月二十日に、母は入院後同年七月八日にそれぞれ死亡した。

被爆によつて両親を亡くした幼ない原告及其の兄弟は売り食いにその物もなくなり、生活に窮し親族に引きとられ扶養を受け殊に妹超子は養女にゆくなど兄弟も分れ分れの生活をしなければならぬ悲惨な生活を送つてきた。

十七、茲に原告岩淵は右の爆死によつて蒙つた悲痛極る精神的苦痛に對する慰藉料の申金二十萬圓を請求する。

原告川島は傷害のため蒙つた財産的損害及苦惱による慰藉料並びに父母の死亡による精神的苦痛に對する慰藉料の申金二十萬

右原告等の請求はそれぞれの加害国及加害者個人に対する請求
 権の喪失又は現実の侵害（第一五項）について先づ第一三項に
 因る正当な補償として被告に対し請求をしこれが法律上不当で
 あるならば第一四項の規定によつて損害の賠償を請求する趣旨
 である。

何卒人類の経験した最大の残虐行為によつて蒙つた原告等の損
 害に対し深くして高き法の探究と原爆の本質に対する御審理を
 得て請求の趣旨記載の如き御判決を賜らんことを待望致す次第
 であります。

証 拠

一、口頭辯論の際提出する

添 付 書 類

一、委 任 状

二、通

昭和三十年四月二十六日

右訴訟代理人

岡古永加森芦松大鈴木品

本野田藤川田井野木川

尚周謙陸全浩康正澄












大改地方裁判所 御用

訴訟代理人の表示

大阪市東區備後町二丁目二一番地

野村ビルディング五階五〇八号室

岡 本 尚 一

大阪市北區絹笠町一三番地

古 野 周 蔵

広島市国泰寺町一九二番地ノ二

水 田 謙 一

東京都文京區真砂町三七番地

加 藤 隆 久

東京都千代田區麴町一丁目四番地

竹工堂ビルディング一階

森 川 金 寿

東京都千代田區麴町一丁目四番地

竹工堂ビルディング

菅田浩志

東京都台東區西黒門一四番地

松井康浩

東京都千代田區麴町一丁目四番地

竹工堂ビルディング

大野正男

大阪市東區備後町二丁目二一番地

野村ビルディング五階五〇八号室

鈴木透

同所同番地

品川澄雄

人的被害

被害地	被害前の人口	死傷者数	人的被害
広島市	四二三、八八九人	死者 二六〇、〇〇〇人 行方不明 六、七三八人 重傷 五一、〇二二人 軽傷 一〇五、五四三人 合計 四二三、二九三人	(1) 爆風に よる 障害 (行方不明、死、シヨク死、外傷死) 爆風により飛散したり崩壊したりする物に当たつての外傷や塵や重量物の下敷になつたための埋没負傷、爆風に吹き飛ばされ外物との衝突による外傷、爆風と水自作のシヨクによる外傷等。 熱線による障害 (火傷) 火傷による露出部の火傷と衣服が焼けたため火傷と二通りある。総じて爆心地より約四三〇米以内で放射線の直射を受けた者は火傷を蒙つたが、特に露出部と火傷したものは焼けた皮膚がその直後の爆風により剥離したり皮膚が剥離した(皮膚)が重れ下つたのが多い。その中、身体表面積二〇パーセント以上受傷したものは大部が死亡するか又は後日死亡した。
長崎市	二八〇、五四二人	死者 七三、八八四人 傷者 七六、七九六人 計 一五〇、六八〇人	(3) 放射能による障害 (原子爆弾症) 放射能のため身体に特殊障害作用が起り数時間で死亡したり、数日又は数ヶ月後死亡し、又被爆後十年を経た現在でも死亡する者がある。 その症状は放射能で腸を侵されたため、初め猛烈な下痢を起し、身体が次第にだるくなり、終に毛髪が脱落して死亡するといふ経路が多かつた。